

宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究二

明治期における宮内省庶務課の組織的変遷

宮 間 純 一

はじめに

本稿は、前稿「図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷」^①に続いて、宮内省・宮内府・宮内庁にかつて存在した、もしくは現存する部局の歴史的変遷を明らかにしようとする作業の一環である。前稿でも述べたように、この取り組みは宮内公文書館が所蔵する膨大な資料群について理解を深めるためのものである。

本稿では、明治期の宮内省に存在した庶務課^②について検討する。庶務課は、資料上、明治六年（一八七三）に最初にその名称がみられ、同十九年の宮内省官制の制定に伴って廃止された。わずか十数年の短期間しか存在しなかった部局であるが、所掌事務は、行幸、行啓、恩賜、進献、儀式祭典、記録管理など宮内省の業務の中でも非常に重要かつ広範な項目に及び、それらの多くは現在宮内庁長官官房総務課や同秘書課などへ引き継がれている。庶務課は、太政官制下の宮内省において心臓とも呼ぶべき部局であり、以後の宮内省・宮内府・宮内庁の歴史的変遷を理解する上でまず押さえなくてはならな

い組織だといえる。

近代の宮中や宮内省について特定の歴史学的関心に基づく論考は、すでにいくつか得られているが^③、庶務課を主題として取り上げた研究は現在のところ皆無である。しかしながら、太政官制下の宮内省官制の概要をまとめた貴重な成果として、堀口修「近代の宮内省官制について」^④がある。堀口氏は、主に法令類を用いて当該期における官制の変遷を明らかにした。堀口論文によつて省全体の大きな流れは押さえられるが、残された課題として省内での分課や掛単位での変遷の解析がある。この課題に応ずるためには、庶務課で作成または取得された文書（宮内公文書館所蔵「例規録」^⑤など）を精査する必要がある。

そこで、本稿では主に宮内公文書館所蔵資料を活用して、事務分掌を中心に宮内省庶務課の組織的変遷を明らかにしたい。なお、文末に庶務課内の組織の変遷表（表6）を付したので適宜ご参照いただきたい。

一 庶務課設置以前

明治二年（一八六九）七月八日に出された職員令によって神祇官・太政官の二官が置かれ、民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務の六省、待詔院、集議院、大学校、弾正台、皇太后宮職、皇后宮職、春宮坊などが設置された。⁶この時の宮内省には、明確な組織分化はみられないが、のちに庶務課が所掌することになる主たる事務はすでに取り扱われている。

本章では、庶務課の前史として同課の業務につながる部分を中心に、明治六年以前における宮内省の事務分掌の変遷を押さえておきたい。なお、明治二年八月二十一日に京都に留守宮内省（資料上は京都宮内省などとも表記される）⁷が置かれ、翌年十二月二十二日に本省に合併されているが、⁸本稿では東京の本省についてのみ言及し、京都の動向に関しては別の機会に取り上げることとする。

職員令により「宮内庶務」を総判し、「近臣女官等」に関する事項について管する卿一名以下、大輔、少輔、大丞、権大丞、少丞、権少丞以下の役職が宮内省に設けられた。また、「常侍規諫」を掌る侍従、「供奉診候医薬」を専らとする大・中・少典医及び史生、省掌、使部が置かれた。明治二年から同四年までの宮内省の主立った人事を一覧化すると表1の通りになる。創設当初の宮内省では、公家出身の華族が幹部・側近の圧倒的多数を占めており、近世朝廷との連続性が看取できる。このほかに、典医についても一部に旧幕府の奥医師などが登用された以外は、ほとんどが朝廷の典藥寮出身の医師たちであった。⁹ただし、宮内省の人事は近世のような公家の家格に応じたものでは必ずしもなかった。撰家出身の公家華族は宮内省幹部にみえず、徳大寺実則（清華家）や三条西季知・公允（大臣家）などを除いてほとんどが羽林家以下の中下級の公家または非蔵人などであり、個別の経歴をみると幕末期

に尊攘運動に身を投じた人物が多いことがわかる。

表1からは、明治四年七月の廃藩置県以後、宮内省の人事に大きな動きがあったことも窺える。周知の通り、廃藩置県直後の七月二十九日付で太政官職制が定められ、正院・左院・右院の三院制が布かれることになった。宮内省における人事異動は、この廃藩置県に伴う官制改革と時期を前後して実施された宮中改革に起因する。かかる改革は、参議西郷隆盛が、「国威を發揚せんとせば、宜しく根源に遡りて宮禁の宿弊を改めざるべからず、即ち華奢・柔弱の風ある旧公卿を宮中より排斥し、之れに代ふるに剛健・清廉の士を以てして聖徳を輔導せしむるを肝要とす」との意見を参議木戸孝允・大蔵卿大久保利通らに図り、右大臣三条実美・大納言岩倉具視へ進言したことに端を発するとされる。¹¹実際に、従来からの指摘通り改革が実施され、侍従などの重職に士族が起用されるようになった。¹²また、そのほかに、世古延世や山中獻といった商人や農民の身分でありながら、幕末維新时期に尊攘運動をきっかけとして政治的運動に身を投じたいわゆる「草莽の志士」たちの起用がみられる。

資料上、最も早く見出せる明文化された宮内省の事務分掌は、明治二年九月十四日の「分課」である。¹³この「分課」によれば、大丞千種有文以下六名が「当番、出御、御対面、天盃、諸御礼天機伺、御読書、御当座、御馬、印鑑」を、大輔烏丸光徳ら四名が「制度、修理、用度、奉献、秩禄、會計」を、少録曾我克輔ら二名が「宮中取締、御門出入、倉庫、管鑰」に関する事項を担当した。「分課」は、組織を単位とした分掌ではなく、主に丞・録の官員による業務分担である。以後、確認できるだけでも表2の通り、庶務課設置以前に「分課」・「宮内分課」・「宮内省分課」の改正が数度行われている。こ

れらが示している分掌は、やはり近代の行政機関にみられるような組織による職務分化ではないが、具体的な業務内容をみると祭祀・儀式関係を除いて、出御（行幸、行啓）、奉獻（献上）などといった宮中に関わる宮内省の主要な所掌事項は、明治四年の時点ではほぼ出揃っていたとみて取れる。

ちなみに、明治四年十一月十二日に派遣された岩倉遣欧使節団の随行員が持参するために進達された「宮内省章程」（未定稿）には、「宮中一切ノ庶務ヲ裁判スル事、但大事ハ正院ニ申出決ヲ取ル事」、「離宮其他御遊、行幸、行啓、儀衛ヲ整フル事」などと宮内省の役割が記載されている。⁽¹⁴⁾ 宮内省は、正院のもとで宮中に関わる事柄全般を担当する組織として位置づけられていたことが窺い知れる。

省内では、宿番の人員・役割分担などの規則も徐々に定められた。明治二年十二月七日時点の「宿番人員」は、史生一名、省掌四名（御玄関二名、座式鍵番一名、取次勤番一名）、使部七名、御厨子所膳部一名、鍵番二名、日記役一名、御使番四名、仕丁頭二名、三仲間取締一名、内侍所（刀自取締）一名、対屋口番三名、呉服所口番二名、預り五名、仕丁二六名、釜殿二名、山科郷士一一名、能勢役人二名、八瀬童子二〇名、兵衛一名、給仕子供二名と規定されている。⁽¹⁵⁾ 江戸時代以前から朝廷との由緒をもつ八瀬童子や山科郷士などには前近代の名残がみられる一方で、史生や省掌など職員令に対応して設置された官員がみられる。ほかに、皇城の取締規則（諸門の通行・鍵の管理など）などが策定されていた。⁽¹⁷⁾

以上のような庶務課設置以前の段階からは、明治政府の官制改革と並行しながら前近代的な組織から近代の宮内省へと変貌しつつある様相が浮かんでくる。

二 明治六年の庶務課

明治六年（一八七三）七月二日に宮内省から太政官正院へ提出された「宮内省各分課人員表」⁽¹⁸⁾（以下、「人員表」という）において初めて庶務課の名称がみえる。庶務課以外には、記録課、出納課、御内儀課、御厩課及び内膳司、内匠司、調度司の三司が存在した。「人員表」によれば、当時の宮内省は、幹部が卿・大輔・少輔・三等出仕・大丞各一名、少丞四名、四等出仕一名、五等出仕一名、侍従長二名、侍従番長二名、侍従一〇名といった体制であった。かかる体制のもと、庶務課には大録二名、中録二名、少録一名が置かれた。庶務課は、御祭典、儀式、御府、物品、諸向往復及び「其他臨時ノ庶務ヲ掌ル」とされており、儀式から省外との折衝（往復）事務まで幅広く掌っていたことがわかる。

記録課には、少録二名と権少録二名が配置され、所掌事務は「記録、履歴、其他一切ノ書記」とされたが、これは後述のようにほとんど庶務課が引き継ぐことになる。記録課が設けられた背景には、同年五月五日に発生した皇城炎上によって宮内省の文書が焼失し、記録管理に対する危機意識が高まったことがあると推定できる。皇城炎上以後、宮内省は左院及び各省使府県に依頼して記録の復元を試みていた。⁽¹⁹⁾

同年七月十七日には、宮内省からの伺いを受けて内膳司、内匠司、調度司が廃止されたが、その業務内容は引き続き宮内省で取り扱うこととされた。つづいて、宮内省から正院へ「省中事務章程冊定」が提出され、十月二十三日、差向きの分課が省内に通知された。⁽²²⁾ ここでは、宮内省全体を六つの課

表1 宮内省主要人事一覽 (明治2～4年)

就任年	月	日	官職	氏名	出身等	転免年	月	日	転免
2	7	8	卿	万里小路博房	公家	4	6	22	免
4	10	15	卿	徳大寺実則	公家	17	3	21	免
2	9	10	大輔	烏丸光徳	公家	4	6	22	免
4	6	27	大輔	万里小路博房	公家	11	8	29	→皇太后宮大夫
3	12	12	少輔	阿野公誠	公家	4	8	23	免
4	11	17	少輔	吉井友実	薩摩藩	7	3	7	免
2	7	8	大丞	千種有文	公家	2	10	17	免
2	7	8	大丞	戸田忠至	宇都宮藩	4	7	20	免 (諸陵頭專任)
2	7	25	大丞	六条有容	公家	3	1	12	免
2	8	22	大丞	中村弘毅	土佐藩	2	9	3	免
3	1	12	大丞	久世通熙	公家	3	10	20	免
3	9	27	大丞	小河一敏	岡藩	4	4	12	免
3	12	12	大丞	東園基敬	公家	4	8	23	免
4	7	4	大丞	吉井友実	薩摩藩	4	11	7	→宮内少輔
4	8	1	大丞	村田経満	薩摩藩	6	1	12	免
4	8	23	大丞	阿野公誠	公家	6	5	17	免
4	10	7	大丞	杉孫七郎	長州藩	5	7	20	→秋田県令
2	7	8	権大丞	東園基敬	公家	3	12	12	→宮内大丞
2	7	8	権大丞	平松時厚	公家	3	6	19	→新潟県知事
2	7	8	権大丞	四辻公賀	公家	4	7	20	免
2	7	25	権大丞	澤為量	公家	3	12	12	免
2	7	25	権大丞	梅溪通喜	公家	3	3	30	→神祇少副
2	9	4	権大丞	大津伊之助	阿波藩	2	10	25	→衆議権判官
2	9	7	権大丞	長谷信成	公家	4	7	29	免
2	9	13	権大丞	鷹取保	三重県	4	3	19	免
2	9	29	権大丞	新納加藤二	薩摩藩	4	8	23	免
2	12	3	権大丞	松尾相永	非藏人	3	11	8	免
3	1	8	権大丞	世古延世	伊勢国松坂・商人	3	8	19	免
3	6	27	権大丞	千種有任	公家	4	7	20	免
3	12	12	権大丞	山本実政	公家	4	8	23	免
4	7	20	権大丞	世古延世	伊勢国松坂・商人	4	7	29	免
3	11	25	権大丞	木場清生	薩摩藩	4	7	20	免
3	12	12	権大丞	醍醐忠敬	公家	4	8	23	免
4	7	23	権大丞	野村靖	長州藩	4	8	17	→宮内少丞
2	7	25	少丞	鴨脚光長	非藏人	3	1	12	免
2	11	8	少丞	清水磯太郎	三卿田安家	4	7	20	免
3	11	8	少丞	松尾相永	非藏人	4	7	20	免
4	8	17	少丞	香川敬三	水戸藩	4	10	27	免
4	8	17	少丞	世古延世	伊勢国松坂・商人	6	5	17	免
4	8	17	少丞	野村靖	長州藩	4	10	7	→外務大記
4	8	17	少丞	長谷信成	公家	6	5	17	免
4	12	27	少丞	新納加藤二	薩摩藩	6	5	17	免
3	5	4	権少丞	竹内節藏	多古藩	4	7	20	免
3	11	8	権少丞	松尾相保	非藏人	4	7	20	免
3	11	19	権少丞	香川敬三	水戸藩	4	7	29	免
3	5	12	出仕	山本実政	公家	3	12	12	→宮内権大丞
3	7	20	出仕	石山基正	公家	3	12	22	免
3	8	29	出仕	石山基文	公家	3	9	12	免
3	11	4	出仕	石山基文	公家	3	11	4	→次侍従
-	-	-	出仕	六条有義	公家	4	6	22	免
4	5	30	出仕	元田永孚	熊本藩	4	9	5	→宮内省七等出仕
4	7	20	出仕	徳大寺実則	公家	4	8	4	→侍従長
4	10	14	五等出仕	加藤弘之	幕臣	5	8	4	→宮内省四等出仕
4	9	7	七等出仕	平田延胤	久保田藩	5	1	18	免
4	9	7	七等出仕	元田永孚	熊本藩	5	2	13	→宮内省六等出仕
4	11	27	七等出仕	本居豊頼	紀州藩	5	8	4	→宮内省六等出仕
4	12	8	七等出仕	山中獻	三河国・農民	6	8	22	免
4	12	8	七等出仕	宇田淵	京都・医師	6	8	22	免
4	12	8	七等出仕	武田敬孝	大洲藩	6	8	22	免
4	8	4	侍従長	徳大寺実則	公家	10	8	29	免
4	9	20	侍従長	河瀬真孝	長州藩	6	9	30	→弁理公使

就任年	月	日	官職	氏名	出身等	転免年	月	日	転免
4	10	15	侍従長	東久世通禧	公家	10	8	29	→議官
2	8	22	侍従	醍醐忠順	公家	5	4	30	→侍従番長
2	8	22	侍従	三条西季知	公家	3	11	8	免
2	8	22	侍従	堀川康隆	公家	15	2	9	→宮内省六等出仕兼侍従
2	8	22	侍従	高辻修長	公家	4	10	28	免
2	8	22	侍従	三条西公允	公家	2	10	3	→水原県知事
2	8	22	侍従	富小路敬直	公家	4	8	29	免
2	8	22	侍従	東園基愛	公家	4	7	27	免
2	8	22	侍従	裏松良光	公家	4	7	27	免
2	8	22	侍従	入江為福	公家	4	7	27	免
2	8	22	侍従	長谷信成	公家	2	9	7	→宮内権大丞
2	9	13	侍従	勘解由小路資正	公家	5	5	4	→宮内省六等出仕
2	11	15	侍従	綾小路有良	公家	4	7	27	免
3	9	17	侍従	園池公静	公家	4	7	27	免
3	11	8	侍従	三条西公允	公家	4	7	27	免
4	7	24	侍従	米田虎雄	熊本藩	6	1	9	→侍従番長
4	7	24	侍従	高屋長祥	土佐藩	5	2	3	→兵部少丞
4	7	27	侍従	高島頼之助	薩摩藩	5	4	30	→侍従番長
4	7	27	侍従	北条氏恭	狭山藩	大正元	12	1	免
4	8	5	侍従	高城重信	薩摩藩	4	9	29	免
4	9	2	侍従	河野亀太郎	長州藩	4	11	25	免
4	9	29	侍従	五条為栄	公家	6	5	17	免
4	9	29	侍従	東園基愛	公家	大正4	12	27	→掌典次長
4	9	29	侍従	裏松良光	公家	5	1	14	免
4	9	29	侍従	入江為福	公家	5	1	14	免
4	9	29	侍従	綾小路有良	公家	12	10	7	免
4	9	29	侍従	島義勇	佐賀藩	4	12	26	→秋田県権令
4	9	29	侍従	堤正誼	越前藩	5	4	30	→侍従番長
4	11	7	侍従	片岡利和	土佐藩	39	5	29	免
4	11	9	侍従	有地信政	長州藩	6	5	17	免
3	11	10	次侍従	上杉勝道	米沢新田藩	4	7	27	免
3	11	10	次侍従	慈光寺有仲	公家	4	7	27	免
3	11	10	次侍従	石山基文	公家	4	9	29	→侍従
3	11	10	次侍従	豊岡健資	公家	4	7	27	免
3	11	10	次侍従	伏原宣之	公家	4	9	29	→侍従
3	11	10	次侍従	冷泉為楽	公家	4	7	27	免
3	11	10	次侍従	北条氏恭	狭山藩	4	7	27	→侍従
3	11	10	次侍従	山内豊誠	土佐新田藩	4	7	27	免
3	11	10	次侍従	清水篤守	三卿清水家	4	2	25	免
4	7	27	次侍従	五条為栄	公家	4	9	29	→侍従
4	7	27	次侍従	東園基愛	公家	4	9	29	→侍従
4	7	27	次侍従	裏松良光	公家	4	9	29	→侍従
4	7	27	次侍従	入江為福	公家	4	9	29	→侍従
4	7	27	次侍従	綾小路有良	公家	4	9	29	→侍従
4	7	27	次侍従	島義勇	佐賀藩	4	9	29	→侍従
4	8	5	次侍従	高城重信	薩摩藩	4	9	29	→侍従

※式部職「任解日録」明治2～3年（識別番号2013）、同左明治4年（識別番号2014）、大臣官房秘書課「進退録」1・明治3年（識別番号20801-1）、同左「進退録」1・明治4年（識別番号20803-1）、宮内省「職員録」明治元～17年（識別番号85242）、「大日本維新史料稿本」（東京大学史料編纂所蔵）、「百官履歴」1・2（覆刻版、東京大学出版会、1973年）、宮内庁編『明治天皇紀』第2（吉川弘文館、1969年）、「官報」から作成。年は、元号のないものはすべて明治。

(庶務・内膳・内匠・調度・御既・出納)に分け、それまでであった庶務・往復・御内儀の三課を合併して庶務課一課にするとされている。⁽²³⁾ 往復課については、七月二日の「人員表」の段階では確認できないので、七月三日以降に設けられた課だと推察されるが、それがいつなのかは判然としない。「往復」とは、文書や物品の往復をはじめとする太政官や各省政府使など外部組織とのやりとりに関する業務である。記録課については、業務内容は庶務課に吸収されているが、廃止された日時の詳細は明らかではない。

庶務課の業務は、「往復兼受付応接、布告、御祭典兼御儀式、御写真、倉庫兼御物類、職員録、鑑札、書記、御内儀、雑掌掛」とされ、この事務区分ごとにさらに分掌すると定められた。具体的な分掌の方法については、「毎課共便宜数科二分」⁽²⁴⁾ けることとされている。つまり、「課」のもとに複数の「科」を置く体制である。正権大録あるいは八等・九等の官吏は一課を管掌し、正権中録・少録及び十等から十三等までの官吏が一科もしくは二・三科を掌することとされた。

この改正の直後、「庶務課事務取扱方概略」が作成され、十月三十日、宮内卿徳大寺実則から庶務課へ通知された。⁽²⁵⁾ これは、「今般大録以下事務取扱区別相定候二付而者、差向其課事務取扱方概略別紙之通返二相定候条遵守いたすへし、尤此上増補改冊一定之成規可相立筈二付、追而實際施設之上諸事罹細取調申出候様可致候」とあるように仮の規程であったが、課員には遵守が求められた。これは、創設当初における庶務課の事務遂行過程について知るための好材料であるので左に全文を掲げておく。

庶務課事務取扱方概略

第一

諸般ノ事務当初其事ニ関スルノ各員終始担任シテ其事ヲ了ル可シ

第二

諸般ノ事件必ス件銘録ニ撮記シ、主任ノ検印ヲ証シ以テ搜索ニ便ス

第三

官省寮司府県等ノ来簡ハ掛リ中少録及大録順次閱覽御輔丞等ノ名ニ係ル封書ハ封ノ俣其当名工差出スコト、各其検印ヲ証シテ丞ニ差出ス可シ 成規アル常事ハ直ニ復書案ヲ付シテ差出スコトアル可シ

第四

正院上申、諸省往復、府県指令等ノ草按ハ掛リ中少録及大録必検印シテ尋常事務ハ中録以下、後丞以上ノ検印ヲ証ス可シ御輔ノ名ニ係ルモノハ其検印其案ヲ草ス丞ノ名ニ係ルモノハ印ヲ徴ス

第五

課中及各課ニ関スル諸件後日ノ徴証トナル可キモノハ尋常小事ト雖モ必界紙ニ記載シ、掛リ中少録及大録検印シ、重事ハ丞以上ノ検印ヲ徴シテ後施設ス可シ

第六

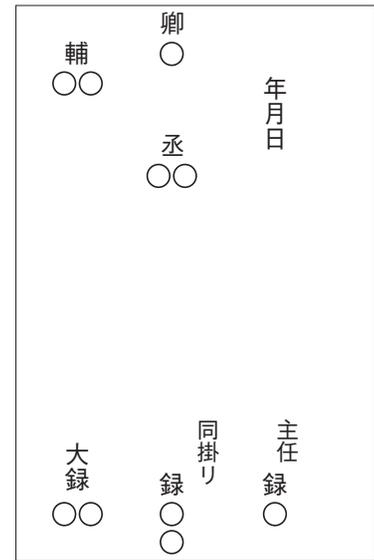
正院上申、諸省往復、府県指令等ノ簿書ハ主任官其事類ヲ分チシテ之ヲ管主シ、其事全了ノ後部門ヲ分テ編成ス可シ編成ノ方法ハ追テ相定ム可シ但、尋常事務一往復ニテ事了ノ類ハ従前ノ如ク先ツ仮綴冊ニ綴入シ、毎十日ニ各種往復簿等ニ綴入ス可シ、尤正院上申、府県指令ニ関スル書類及指令案ハ大小トナク惣テ本条ノ通りタル可シ

第七

諸般ノ事務大録及掛リ中少録切磋商量シ、掩滞乖戻ナキヲ要ス可シ

以上

図1 明治6年10月30日検印式



※「○」は押印の位置を表わしている

この規程からは、稟議制による意思決定の過程が読み取れよう。文書による起案から検印（決裁）の手順が示され、簿書の編綴方法にまで言及されている。稟

議制は、文書の様式にも反映され、「庶務課事務取扱方概略」の通知と同じ明治六年十月三十日には宮内省における文書の「検印式」（図1）が定められた（明治六年十月三十日卿決裁²⁶）。図1のように録による起案文書は、主任の録が年月日の下に押印し、ついで掛（科）内の少録、大録の順で検印を徴することとされた。特に、重要な案件については丞以上の検印を要すると規定されている。つづく、明治六年十一月八日、前述した六課の建制順が庶務課、出納課、内膳課、内匠課、調度課、御厩課と定められた²⁷。

以後も分課の改正は、進められた。「人員表」は、内膳・内匠・調度三司の廃止を受けて明治六年中に再度修正され、十一月二十日に太政官の史官へ提出された²⁸。庶務課の所掌範囲は、「御祭典、儀式、御府、物品、諸向往復、記録、履歴、雑掌取締、女儀二閑スル雑事等一切ノ庶務ヲ掌ル」とされ、大録三名、権大録二名、中録三名、権中録一名、少録四名、十二等出仕一名、権少録一名、十五等出仕三名、等外一等出仕一名を置くことと定められた。明治六年中の庶務課の人事は、不明な部分が多いが、同年十二月二十二日に大丞杉孫七郎、少丞香川敬三、少丞山岡鐵太郎が「本省事務主任」に就いてお

り、庶務課の大録はその指揮下に属していたと考えられる²⁹。

なお、この年の十二月三十一日に宮内省から正院へ報告された宮内省の官員の人数は、勅任五名（華族三、士族二）、奏任二八名（華族七、士族一九、平民二）、判任一三五名（華族四、士族一一五、卒二、農六、商四、平民四）、等外一七三名（士族一一八、卒三、農三三、商九、平民一〇）、御雇二三名（華族二、士族二、商五、平民四）の合計三六四名であった。これとは別に、女官が奏任一五名（華族一四、士族一）、判任五〇名（士族四八、商二）、等外九名（士族三、農三、商三）の合計七四名がいた³⁰。

以上でみてきたように、明治六年中に複数回にわたって行われた改正により、宮内省の分課や事務処理の手順が整備されていった。その中で、庶務課は祭典・儀式や他機関との往復事務、人事履歴や記録の管理など省内における事務遂行上の中枢を担うようになっていったことが理解されよう。

三 庶務課の変遷Ⅰ—明治七年—明治十年—

明治七年（一八七四）十二月二十日に内廷課が新設されると、庶務課中の雑掌懸・御内儀懸の事務並びに青山御所及び各離宮の常務などの取り扱いが庶務課から内廷課へ移管された³¹。庶務課で雑掌懸や御内儀懸がいつ置かれたのかは定かではないが、この時点で内廷に関する事項が庶務課から離れた。

同年十二月二十日には、少丞山岡鐵太郎が初代の庶務課長に任命され³²、山岡のもとで庶務課内の分掌や人員配置の整備が進められた。翌八年一月十七日には大録浅田灝光が庶務課取締に任命され³³、同日課内の掛規程が定められた（明治八年一月十七日卿決裁³⁴）。この規程により、庶務課内に常務・往

復・記録の三掛が置かれることとなった。常務掛は、「省中ノ庶務ヲ受付シ及行幸、行啓、祭儀、典式、倉庫、管鑰、鑑札及皇族官員願伺ノ事務」を、往復掛は、「正院上申、各省使府府県往復、布達、受付及官省布告分達等ノ事」を、記録掛は、「皇室及皇族戸口増減及職員履歴、其他諸簿書編纂淨録、官省布告編冊等ノ事」を掌った。

右の掛規程に添付された文書によれば、常務掛ではさらに掛内での分担がみられ、管主、事務取扱、物件取扱、給仕進退それぞれを担当する官吏が決められていた。具体的には、管主に中録渥美正幹、事務取扱に十等出仕高原淳次郎ほか二名、物件取扱に十四等出仕青木行方ほか一名、給仕進退に青木が就いている。管主が、「掛長」に類する役職でそれ以下が具体的な役割分担であろう。往復掛については、事務遂行のためのマニュアルである「往復科事務取扱惣則」(明治八年二月二十七日輔決裁)⁽³⁵⁾が作成されており、その業務内容が詳細にわかる。同惣則によれば、往復掛内にはさらに調査・立案・書記・受付の四科(掛)が設けられ、往復業務の処理に従事していた。⁽³⁶⁾

この常務・往復・記録の三掛体制は長く続かず、明治八年五月九日、常務掛に往復掛が合併し(明治八年五月九日卿決裁)⁽³⁷⁾、常務・記録の二掛となった。これを受けて、常務掛は、往復・雑務・受付の「小区分」が立てられ、事務を分掌した。往復科は、「調査、立案附新聞原稿下付取扱、応接、省中諸達」を、受付科は、「書記、布告、日誌回達、皇族並官員願伺届」を、雑務科は、「行幸、行啓、倉庫、管鑰、器械、鑑札、御写真、恩賜進献、禁苑拝観、給仕取締」を掌ることになった。右の事務分掌に合わせて各科による簿書の管理区分も定められている。「日録」(「日用事務ノ内往復公文及諸簿冊ニ記載不致義ニ而筆記いたし置へき廉を記ス」・「要録」(「上局ニテ議定

之事件ヲ記ス」)の二冊は三科共通の「惣持」、「省中廻達録」・「式部寮へ達簿」・「件銘録」(「正院工上申スル件銘ヲ記シ、御指令済ノ上、其旨ヲ記シテ済印ヲ捺ス」)・「文例録」(「公文ノ例式ヲ記ス」)などの往復業務にかかる簿書は往復科、「所勞不參届」・「御写真出納録」・「恩賜進献録」などは雑務科、「收受名簿」(内外二部)・「授付名簿」(内外二部)などは受付科の管理するところとなった。⁽³⁸⁾

ここまでの庶務課の主要な人事をまとめると表3のようになる。庶務課設置以後、明治八年頃までは庶務課と他部局間での異動は少なく、ある程度固定された人員で組織運営を行っていたことがわかる。

翌九年三月十日には庶務課内に華族掛が設置され、華族に関する事務を取り扱うこととされた(明治九年三月十日輔決裁)⁽³⁹⁾。また、同年五月十二日にはそれまで庶務課に預けられ、保管されていた宸翰を「宮内文庫約束」の規定により侍講局へ引き渡した。⁽⁴⁰⁾

明治十年八月二十九日、宮内省における官等の改正に伴い「宮内省職制及事務章程」が定められた。⁽⁴¹⁾これは、政費節減を企図した改革の一貫として行われた改正である。大少丞・録・出仕・筆生・省掌並びに侍従長・侍従番長・葉剂官・葉剂生を廃止し、正権大少書記官・属十等・侍補三等・侍従試補・医員・及び皇太后宮大夫・同亮が設置された。宮内省は、「皇室、内廷、皇族二閔スル一切ノ事務ヲ管理スル所」とされ、卿・大少輔のもとに置かれた正権大少書記官が「卿ノ命ヲ受ケ、庶務ヲ整理シ公文受付ヲ提掌握ス」と規定された。

この少しのち、十月十八日、庶務課において分掌が修正されている(明治十年十月十八日庶務課長決定)⁽⁴²⁾。まず、記録掛の名称が編纂掛と改められた。

表3 宮内省庶務課主要人事一覧（明治6～8年）

就任年月日	官職	課内分掌	氏名	転任年月日	転任
6 9 9	十五等出仕	8.1.17 から往復掛	中野信成	8 2 3	→雑掌
6 12 12	権中録	8.1.17 から往復掛、8.5.12 から常務掛往復科	粟津職綱	— — —	—
6 12 12	少録	8.1.17 から記録掛	三宅實法	— — —	—
— — —	少録	—	立花宇徳	6 12 12	→御内儀課
7 2 15	大録	8.1.17 から取締	浅田熙光	— — —	—
7 5 29	十五等出仕	8.1.17 から常務掛、8.5.12 から常務掛雑務科	青木行方	— — —	—
7 12 20	少丞	課長	山岡鐵太郎	— — —	—
8 1 12	等外一等出仕	8.1.17 から常務掛、8.5.12 から常務掛受付科	高屋康功	— — —	—
8 1 17	中録	常務掛、8.5.12 から常務掛往復科	渥美正幹	— — —	—
8 1 17	十一等出仕	常務掛、8.5.12 から常務掛往復科、8.5.19 から記録掛	細田次朗	— — —	—
8 1 17	十二等出仕	常務掛、8.3.12 から往復掛、8.5.12 から常務掛往復科	北条新三郎	— — —	—
8 1 17	十五等出仕	常務掛、8.5.12 から常務掛雑務科	大岡斧太郎	8 2 3	→内廷課
8 1 17	大録	往復掛、8.5.12 から常務掛往復科	田邊新七郎	— — —	—
8 1 17	中録	往復掛	粟津職綱	— — —	—
8 1 17	権少録	往復掛	中野信成	— — —	—
8 1 17	十二等出仕	常務掛、8.3.12 から常務掛、8.5.12 から常務掛雑務科	高柳秀成	— — —	—
8 1 17	等外一等出仕	往復掛、8.5.12 から常務掛受付科	林長喜	— — —	—
8 1 17	中録	記録掛	和田義比	— — —	—
8 1 17	権中録	記録掛	三宅實法	— — —	—
8 1 17	十一等出仕	記録掛	吉田正弼	— — —	—
8 1 17	十二等出仕	記録掛	成瀬温	— — —	—
8 1 17	等外一等出仕	記録掛	五十嵐雅言	— — —	—
8 2 3	十三等出仕	—	西尾政徳	8 2 8	→内廷課
8 2 3	十等出仕	常務掛、8.5.19 記録掛助勤、8.5.12 から常務掛雑務科	高原淳次郎	— — —	—
8 2 8	十五等出仕	—	大岡斧太郎	8 5 30	→内廷課
8 5 12	十四等出仕	8.5.12 から常務掛受付科、8.5.19 から兼記録掛	吉澤乾三	— — —	—
8 5 30	十五等出仕	常務掛	渡辺剛	— — —	—

※大臣官房秘書課「進退録」明治6～8年（識別番号20805-2～20807-2）、「袖珍官員録 宮内省」明治6年10月20日改（識別番号81939）ほかから作成。元号はすべて明治。官職などは就任時のもの。任命・転任は、明治8年までのもの。

編纂掛は、「諸公文ヲ整録編纂シ、報告書一覧表ヲ作り及旧記ヲ抄録スルヲ掌ル」とされた。次に、常務掛内の事務分掌が、「本務」・「雑務」・「職務」・「受付」・「書記」・「布告」の区分に改められた。本務は、「雑務職務ノ両科ニ関セサル庶務ヲ掌ル」、雑務は、「御写真、祭祀、典式、饗饌、管鑰、物品、進献、賜物、印鑑等ノ事務ヲ掌リ、給仕取締ノ事務ヲ掌ル」、職務は、「皇族及官員之諸願伺届及官員進退徴辟通達ノ事務及職員録ノ事務ヲ掌ル」、受付は、「内外ノ公文ヲ收受シテ其主任へ授付シ、兼テ新聞原稿ヲ書記シテ授付スルコトヲ掌ル」、書記は、「詔勅官記諸辞令及上申書等ヲ浄書スルヲ掌ル、但御用閑ノ節ハ通常ノ往復公文ヲ浄書スルコトアル可シ」、布告は、「官省布告日誌ノ授付配達ヲ掌ル」と具体的な区分が示された。また、華族掛については従前の通りとされたが、常務掛の官員が華族掛を兼務すると定められた。

この時、公文の取扱方法についても合わせて明文化されているので参考に掲げておく。

一、諸般ノ事務主任官終始担任シ、他ノ官庁若クハ各局課ニ関涉スル事務ハ照会督促シテ淹滞失誤ナキヲ要ス、完了ノ後ハ

其公文ノ条緒ヲ正シ、繁文ヲ省キ、他日ノ閲覽ニ便スルヨウ整頓シテ
編纂掛ニ交付ス可シ

但、通常ノ往復公文ハ主任官若クハ同科ノ内ニテ浄書スルコト、ス
一、諸公文ハ主任官先ツ起草押印シ、同科各員及調査掛押印シテ之ヲ主
任官ニ付シ、主任官ヨリ課長ニ呈スルヲ常則トス、但急遽ノ事件ハ限
外ノ取扱アル可シ

但、各庁等ヨリ收受スル公文検閲押印順序モ本文ニ準ス

受付掛事務取扱概略

諸公文ヲ受付スルトキハ其事項ヲ区分シテ主任ノ科ヘ授付ス、若シ他課
専掌ノ事件ニシテ本科ノ関与セサルモノハ、直ニ之ヲ該課ヘ回付シテ証
印ヲ取ル可シ⁽⁴³⁾(前後略)

同時点における文書と事務の処理過程が明らかとなる資料である。二箇条
目にみられる調査掛の役割は不詳だが、明治八年五月時点では大録田邊新七
郎が「常務掛調査」を務めていることが確認できる⁽⁴⁴⁾。

右のように、庶務課は設置以来断続的に事務分掌が変更されたが、この明
治十年十月の改正後は大枠としては落ち着くことになる。

四 庶務課の変遷Ⅱ―明治十一年～廃止―

明治十二年(一八七九)と翌十三年に、前述の「宮内省職制及事務章程」
の改正が実施されているが、管見の限りにおいて庶務課の掛編制に変化はみ
られない。ただし、明治十二年四月には公式の行幸・行啓に係る事務(鹵簿
の配置・進退など)が、式部寮へ移管されていることが確認できる⁽⁴⁵⁾。この時、

式外の行幸・行啓及び御遊行は、庶務課と内廷課が担当することになった。
掛の改廃が見出せるのは、明治十五年十一月十五日の華族掛の廃止である
(明治十五年十一月十五日宮内卿決裁)⁽⁴⁷⁾。華族掛の業務は、同月に華族部長局
に代わって設置された華族局に引き継がれた⁽⁴⁸⁾。

その後、明治十七年六月六日に庶務課の掛の廃置が実施され、同時に「庶
務課服務概則」が定められた。ここでは常務掛が廃止され、庶務課内に常
務・職務・雑務の三科と編纂掛及び受付員が置かれている。三科の所掌事項
は、表4の通りである。これまでの規程に比較して、より一層細かい事務分
掌といえる。編纂掛は、「専ラ簿書、編纂、浄録ヲ掌リ、編纂細則簿ヲ製シ、
現在ノ規程、掌管事項、編纂方法ヲ明記スヘシ」とされており、従来と大き
な変わりはない。受付員は、「文書・物品ノ受授」を掌った。

この前後に、庶務課における事務・文書の取り扱いについていくつかの重
要な決定が行われている。まず、庶務課の取扱事項のうち、卿または輔・出
仕の決裁(検印)を受けるべき事項が、表5のように明確にされた(明治十
七年五月十九日輔決裁)⁽⁵⁰⁾。それまで曖昧であった決裁権の範囲の境界線が明
示されている。行幸啓や進献などの皇室に関わる事項や他組織とのやりとり
に関する事、省内の制規や事務分掌に係る事項など宮内省の所掌事項のう
ち特に重要なものは卿が決裁権者に、それよりも若干軽微な案件については
輔・出仕が決裁権者となっている。

もう一つには、明治十七年九月に宮内省における「奏上」の手続きが三種
類に区分された⁽⁵¹⁾。すでに、太政官は、明治十年九月「公文奏上ノ程式」⁽⁵²⁾
及び同十二年四月「公文上奏式及施行順序」⁽⁵³⁾にて、公文上奏の様式を定めてい
たが、宮内省内において上奏手続きが明文化されたのはこの時が初めてで

表 4 明治 17 年 庶務課常務科・職務科・雑務科事務分掌

常務科	諸上申伺届（職務科・雑務科に関しない分）、政府令達、帝室及び宮内省の規制更革、省中令達、地所建物、各宮開墾地など、御画像、御紋章、行幸啓簿・御服・御馬具・供奉服など、御直宮御参内、皇居御造営、御歌会、上表建言、御用邸貸渡、京都宮殿・御苑、馬車・馬匹及び各府県へ種馬下付、御由緒のある寺院への拝借金、各新聞紙、御召艦及び御料汽車など、元老院会議筆記及び議事開会、宮内省所轄地内の内務省、陸軍省などによる測量、御直宮などへ巡査配置、宮内省備馬現数農務局へ通報、御構内外及離宮向土壘溝渠など工業中道路困込あるいは竹柵取設などに関し其筋へ通知、各離宮掛水道修繕、水切など其筋へ照会、各離宮内樹木へ障害をなす鳥類など銃殺、宮内省用達の標札掲示あるいは定宿など、皇族以下召喚（職務科・雑務科に関しない分）、皇族事務（各宮附より諸願伺届〈御進退上に関しない分、新築邸、諸向へ寄贈金、遊猟鑑札請求、木材など拝領あるいは建物御取下願、邸内へ分水井など取設）、幸啓の外諸門開閉
職務科	皇族御身分並御家へ関する願伺届、皇族御改名・御改称及び海外内地御留学等、新年・天長節・両皇后宮御誕辰に付御内儀拝謁、諸官員進退、官員録編製、各省庁官員録監守、忌服調、諸官員及び旧女官願伺届、省中各局課廃置及び分合、諸官員履歴調査、各庁勅任官・府知事・県令及び本省官員席次審査、右同上宿所留、諸官員進退に関する召喚、御料勅任官姓名並諸官員姓名掛札時々改正、職員録を太政官へ回付、諸官員進退並旅行発着内蔵寮へ命令、官記辞令、官員正表編製（太政官・大蔵省へ回付）、麁香間祇候人名取調、各省勅任官・各府県奏任官以上人員取調
雑務科	進献、恩賜、陪宴・賜饌、御写真下賜、各国派遣に付謁見並賢所参拝など（謁見の上賜物の件共）、御物御覧、御門鑑、禁苑拝観、各離宮及其物品貸渡、御預り物品主管、御文庫物品出納取扱、庶務課諸物品請求、庶務課員渡金及人力車代受渡、豊島岡御祭典、諸門管鑰、庶務課所管場所修繕並模様替、皇城並皇居修繕模様替、書籍類賃借、物品遺失・紛失など

※大臣官房総務課「例規録」3・明治 17 年、第 114 号文書（識別番号 375 - 3）から作成。

表 5 明治 17 年 卿及び輔・出仕による決裁（検印）の範囲

卿	行幸、行啓（御直宮御参内各所へ被為成候分とも）、進献（官庁出版図書など定例の分とも、皇居御造営に関する献納は除く）、定例外の恩賜（社寺御寄付願とも）、陪宴、定例外賜饌、制規外の御画像御紋章、制規外の尊像・尊牌、幸啓簿・御服・御馬具・供奉服など改正、各国へ派遣の輩その他臨時的拝謁、各庁奏任官以上の召喚の達、皇族方願伺に対する御指令（廉立たる届とも）、華族の元服・叙位・拝謁・天盃下賜、拝借金願・返納延期願等、政府へ諸上申（上申前既に決裁済の分・諸届は除く）、告示、府県への達、制規変更、宮内官の賞罰など、奏任以上願伺に対する御指令、府県より上申並びに願伺に対する御指令（内規があるもの並びに定例の分を除く）、省中各寮局課掛の伺に対する御指令並びに達（廉立たる分のみ）、省中各寮司課掛の列次伺、叙勲条例に依り本省官員叙勲の義賞勲局へ申牒案、大臣・参議・本省勅任官婚娶・忌服・公私旅行発着届及各庁勅任官死去届、本省書記官忌服・公私旅行並びに奏任官以上除服出仕及び改姓名届、本省官員死去届、地所建物購求譲与（賃借といえども廉立たる分）、各庁卿宛にして廉立たる照会
輔 出仕	卿の決裁を乞うべき一切の事項、卿名で発出する文書で卿の検印を要しない文書（例文があるものは除く）、職員録印刷原稿、御写真下賜原議（例規がある分）、吹上・濱離宮内国人特許観覧願、離宮など拝借願、幼学綱要其他宮内省出版の書籍下賜・下付願（例規がある分）、宮内省の判任官以下旅行願・御指令・除服出仕（月末取纏差出分）

※大臣官房総務課「例規録」3・明治 17 年、第 106 号文書から作成。

あった。⁵⁴ 三つの区分とは、①勅裁を仰ぐべきもの（図 2）、②奏聞を経て施行すべきもの、③御覧に供すべきものの三種である。三種の区分ごとに①「可」、②「聞」、③「覧」の付箋を文書右上に貼り付けて上奏し、天皇が文書に鈴するのには「内閣奏上ニ御用ヒノ御分」の「可」・「聞」・「覧」の印とされた。上奏文書は、卿・輔が捺印した後、侍従・出仕もしくは内豎⁵⁵を通じて上奏し、機密事項がある場合については「奏上箱」に入れて御手許に上げるとされた。

右のように、事務の実績が蓄積するにつれて、太政官や他省などが定める規程に合わせつつ庶務課の主導で宮内省内でも規程類が整備されていった。

翌十八年には、庶務課内に通信員二名が置かれた。⁵⁶ 通信員は、庶務課の主管事務のうち、次の項目を毎日官報報告掛へ通知するとされた。

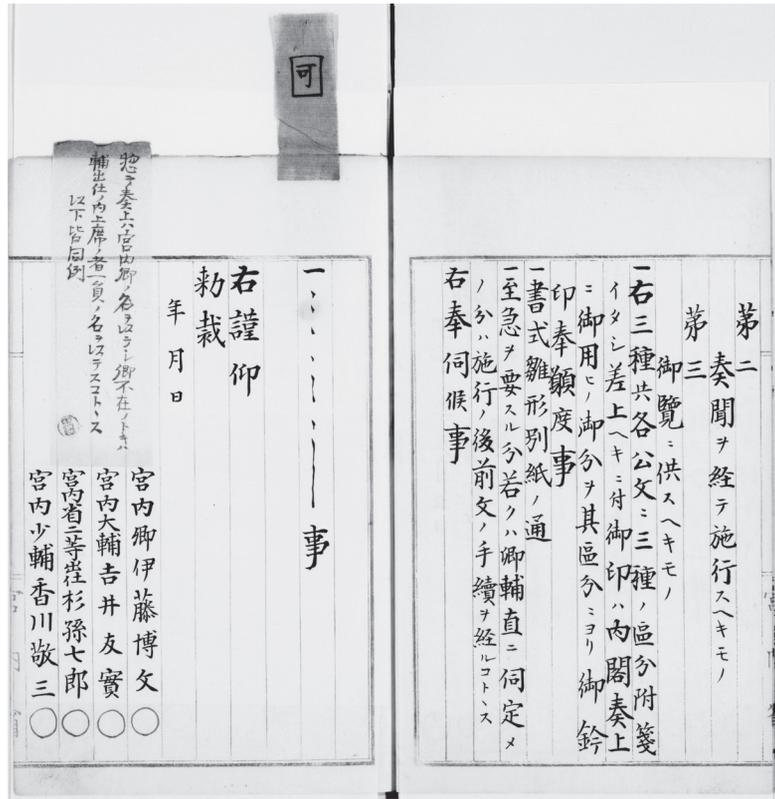
すなわち、詔勅、勅使、巡幸、行幸、行啓、両皇后宮及び明宮御誕辰、皇子女御降誕、御命名、三御所並びに皇族平常御動止、御寄附、天盃下賜、恩賜、賞与、御救恤、賜饌、御陪食、除隊式、御名代、皇居御造営二係ルノ献進、吹上濱御苑拝観日更定二関スル件、内国人謁見、皇族、

表6 宮内省庶務課組織変遷表

年	課長	出来事
明治2		7.8 職員令・宮内省設置 8.21 京都に留守宮内省設置
明治3		12.22 留守宮内省、本省に合併
明治4		
明治5		
明治6		7.2 正院へ宮内省各分課人員表提出 庶務課 この年、記録課の業務を引継ぎ、往復課・内儀課と合併
明治7	12.20 山岡鐵太郎	12.20 庶務課中、雑掌懸、御内儀懸、青山御所及各離宮常務などの業務が新設された内廷課へ移管される
明治8		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>1.17 常務掛</p> <p>↓</p> <p>5 常務掛: 往復科・雑務科・受付科</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1.17 往復掛 2.27 往復科事務取扱惣則 受付掛(科)、書記掛(科)、調査掛(科)、立案掛(科)</p> <p>↓</p> <p>5.9 常務掛と合併</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1.17 記録掛</p> <p>↓</p> <p>10.18 編纂掛に改称</p> </div> </div>
明治9		
明治10		10.18 常務掛: 本務・雑務・職務・受付・書記・布告に分掌
明治11		
明治12		
明治13		
明治14	↓ 5.14 5.25 堤正誼 ↓ 7.2 7.27 足立正聲 ↓ 10.14	
明治15	1.18 児玉愛二郎	
明治16		
明治17	↓ 5.7 5.7 堤正誼 ↓ 10.3 10.3 櫻井能監	6.6 常務科 ↓ 6.6 職務科 ↓ 6.6 雑務科
明治18		10.9 通信員を置く
明治19		2.4 宮内省官制の施行により廃止、業務は内事課へ引継

※大臣官房総務課「例規録」明治2～19年・大臣官房秘書課「進退録」明治6～19年（識別番号は煩雑になるため省略）、『校訂明治史料顕要職務補任録』から作成。

図2 宮内省公文奏上手続



※大臣官房総務課「例規録」4・明治17年、第150号文書。

御出産、皇族御婚姻、皇族吉凶、達、告示、指令、御料地諸件、官吏派遣、奏任以上派遣、奏任以上死亡、奏任以上忌引除服私事旅行、課掛等廃置分合、課掛長命名、官吏進退、諸御門守衛二関スル件、広告である。ほかに、明治十八年「宮内省職員録」(明治十八年二月十五日調⁵⁷)をみると権少書記官田邊新七郎の肩書きが「副長」と記載されているが、庶務副長の役職がいつ設置されたのかは不明である。

以後、明治十九年二月の宮内省官制の制定に伴って庶務課が廃止されて事

務が内事課に引き継がれるまで組織の改編は確認できない。

おわりに

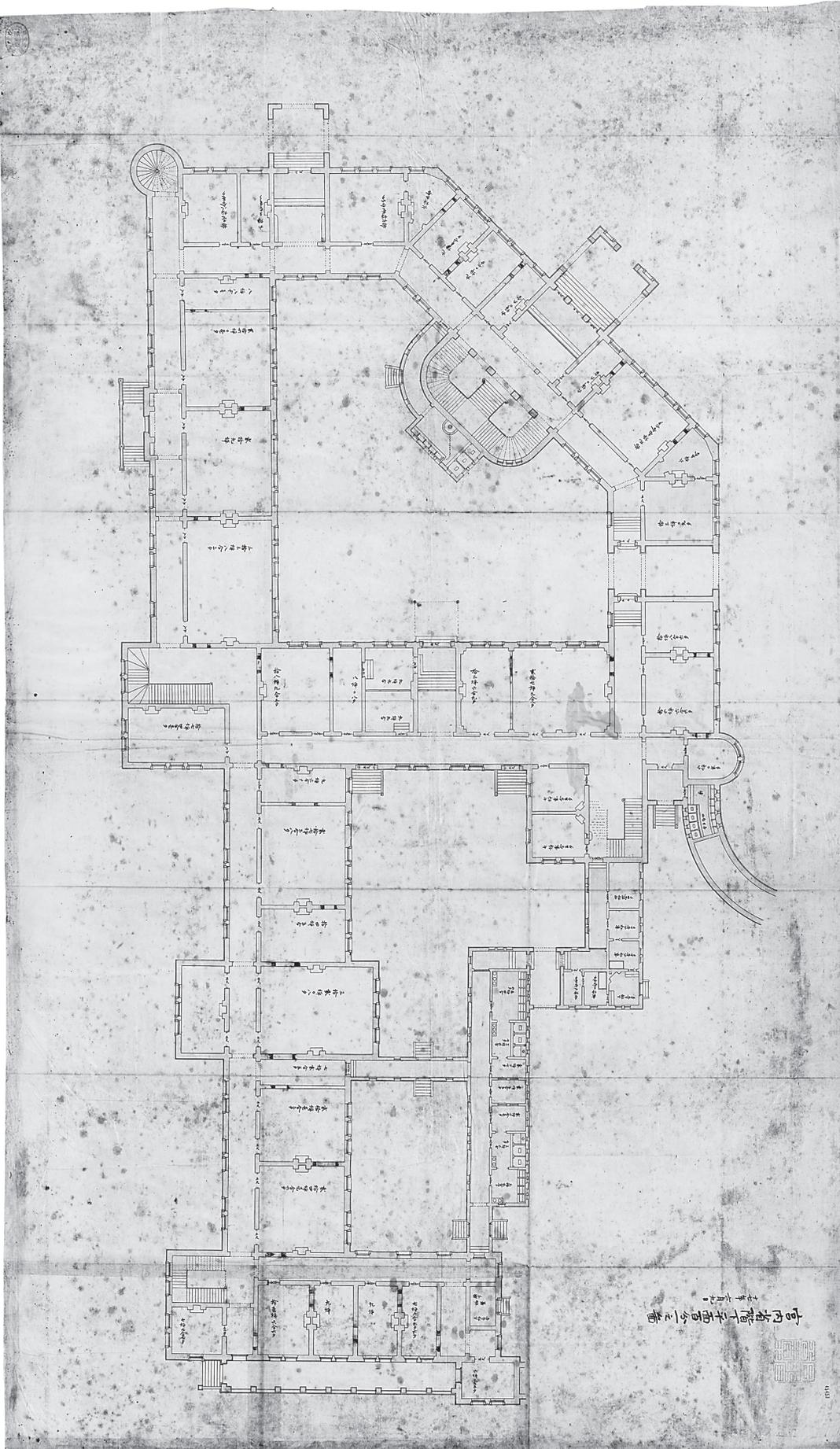
本稿では、宮内省庶務課を中心に明治二年(一八六九)の宮内省発足から明治十九年に庶務課が廃止されるまでの組織変遷をみてきた。この期間は、ほぼ太政官制が布かれていた時期に合致し、内閣制の発足とほぼ時を同じくして同課は廃止され、事務は内事課へと移管された。

創設当時の宮内省は、幹部を公家出身の華族が占めており、近世朝廷との連続性が強い組織であったが、廃藩置県以後の改革により、士族や「草莽の志士」たちを要職に起用するようになった。それと並行しながら、省内の機構も近代的な組織へと徐々に変質し、当初、丞・録などといった官職にある官員の業務分担制であった「分課」は、組織を単位とした事務分掌へと移行してゆく。

明治六年以降、庶務課は宮内省の事務系統の中心となった。その所掌範囲は、時期によって若干の変化はあるものの、行幸・行啓や進献・恩賜・御写真といった皇室に関わる重要事項から各種規程の改廃や官員の進退、記録管理などの宮内省の運営に関する重要事項まで多岐にわたった。これらの事務を合理的に運用すべく、稟議制・公文検印式などの事務処理方法の整備が定められていった。

そのような中で庶務課内の事務分掌も整えられていった。庶務課では、設置から廃止されるまでの間、科・掛単位での分掌が整備された。明治八年に発足した常務・往復・記録の三掛体制は、明治十七年に至るまで大小の改正

图 3 明治 17 年 6 月 9 日 宫内省陛下平面图 (100 分 1 图)



※ 書陵部図書寮文庫所蔵、函架番号 276-653。

が行われた。その過程では、決裁権者や上奏文書の取り扱いなど省の創設以来、慣例で行われていた業務が経験の蓄積に基づいて成文化していった。業務量は、年を経るにつれて増加していったようである。「宮内省職員録」によれば、明治十八年の庶務課の官員数は、一〇〇名以上にふくれあがっていた。⁽⁵⁸⁾

明治十九年二月四日に制定された宮内省官制⁽⁵⁹⁾には宮内省の分課から庶務課がみえなくなり、その業務を継承する部局として内事課が置かれた。内事課は、「省内庶務ヲ掌ル」とされ、庶務課長であった櫻井能監が内事課長に就任し、庶務副長であった田邊新一郎が内事課次長をとめるなど人的にも連続している。内事課設置以降の組織変遷については次稿を期すことにしたい。

註

※特に断らない限り、本稿中で利用した資料は宮内公文書館の所蔵である。簿冊の直前に示した部局名は、「宮内公文書館特定歴史公文書等目録」の分類1の項目と一致する。

- (1) 拙稿「図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷」(『書陵部紀要』六四、二〇一三年)。
- (2) 同じ名称の組織として、大正十年(一九二二)に宮内大臣官房におかれた庶務課ほかが存在するが、本稿で対象とするのは明治期に存在した庶務課である。
- (3) たとえば、近代日本研究会編『年報・近代日本研究二十 宮中・皇室と政治』(山川出版社、一九九八年)などがある。
- (4) 堀口修「近代の宮内省官制について―太政官制下を中心として―」(三上照美先生古稀記念論文集刊行会編『近代日本の政治と社会』岩田書院、二〇〇一年)。
- (5) 「公文書類保存期限ノ区別及編纂簿冊名」(大正二年七月二十三日大臣決裁、大正七年十二月二十五日改訂)によれば、「例規録」は「主管事務ノ例規書類ヲ

編次」した簿冊である(宗秩寮「公文書類編纂保管ニ関スル規程」、識別番号三一八二二)。この規程については、堀口修『宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究』(創泉堂出版、二〇一二年)に詳しい。

(6) 『法令全書』明治二年、第六二二。

(7) 宮内庁編『明治天皇紀』第二、明治二年八月二十一日条(吉川弘文館、一九六九年)。

(8) 『法令全書』明治三年、第九六〇。

(9) 式部職「任解日録」明治二―三年(識別番号二〇一三三)。

(10) 『法令全書』明治四年、第三八五。

(11) 『明治天皇紀』第二、明治四年七月二十日条。明治三年九月二十四日付で大津好卿(元宮内権大丞大津伊之助カ)が次のように建白しており注目される(『維新当時建白書類雑纂』四、識別番号七三九二〇)。同資料は、辻岡健志氏にご教示いただいた。

八百年來 大政武臣工御委任ニ相成候ヨリ、乍恐 天朝ニハ自然時勢ニ御疎ク被為成、別而 内廷ニ於テハ旧來之弊風間々有之、未タ尽ク御一洗与申御儀ニモ不被為至候様(中略)然ル処省中只今之趣ニテハ迎モ其任ヲ尽シ候儀ハ甚以テ難キ事与奉存候、就而ハ何卒藩士之中ヨリ可然人材御撰ニ相成、大輔、少輔之中エ一人、大丞エ一人及侍從之中エ西三人御差加工被 仰付度奉御願候(前後略)

(12) 前掲註(4)「近代の宮内省官制について」、西川誠『明治天皇の大日本帝國』(講談社、二〇一二年)、九九―一〇一頁ほか参照。

(13) 「宮内省日記」一、明治二年九月十四日条(識別番号七四八〇一)。明治初期に宮内省で作成された日記については、拙稿「宮内公文書館所蔵の公文書―宮内省草創期の記録―」(『古文書研究』七五、二〇一三年)で紹介したので参照されたい。

(14) 『法規分類大全』官職門四・官制(目)、一〇卷、三八六頁。

(15) 「宮内省日記」一、明治二年十二月七日条。なお、同資料の記述には宿番の

人員に土木司などの書き込みがあるが、のちに書き加えられたものと判断してこ
こには列記しなかった。

- (16) 八瀬童子・山科郷土については、宇野日出生『八瀬童子―歴史と文化―』
〔思文閣出版、二〇〇七年〕、谷口真康『幕末維新期の山科郷土と『勤王思想』』
〔『日本歴史』六五四、二〇〇二年〕など参照。
- (17) 『宮内省日記』一、明治二年十月二十四日条ほか。
- (18) 大臣官房総務課「例規録」明治六年、第八〇号文書（識別番号三六四）。
- (19) 大臣官房総務課「重要雑録」一・明治六年、第一七号文書（識別番号二二二
四九―一）。
- (20) 大臣官房総務課「例規録」明治六年、第四八号文書。
- (21) 『法令全書』明治六年七月十七日、太政官（布）二五〇号。
- (22) 大臣官房総務課「例規録」明治六年、第六三号文書、『法規分類大全』官職
門四・官制〔目〕、一〇巻、三七二頁。
- (23) ただし、「進退録」一・明治六年（識別番号二〇八〇五―一）などでは、明
治六年十二月段階でも御内儀課の名称がみえ、すぐに合併が成ったわけではない
と考えられる。具体的には、十二月十三日、十二等出仕二位局附柴田昌長が権中
録に昇任し、御内儀課に配置替えされた例がみえる（同資料第六〇号文書）。
- (24) この前後の資料には、「科」ではなく「掛」と表記されるケースもあり、必
ずしも名称が一定していなかった点に留意されたい。
- (25) 大臣官房総務課「例規録」明治六年、第六三号文書。
- (26) 大臣官房総務課「例規録」明治六年、第六五号文書。この公文検印式は、石
塚一雄「内大臣・宮中顧問官・内大臣府・宮内省文書」（三上照美編『日本古文
書学講座』第九巻・近代編Ⅰ、雄山閣、一九七九年）でも触れられている。西川
誠「左院における公文書処理」（『日本歴史』五二八、一九九二年）によれば、太
政官においてはこのような「カガミ」は太政官制潤飾後の明治六年五月頃に定型
化し、同八年九月二十七日に成文化したとされる。なお、同時代の宮内省の資料
中には「決裁」の用語は見出せないが、本稿では検印式が定められたこの時以降、

「決裁」と便宜的に用いたことをお断りしておく。

- (27) 大臣官房総務課「例規録」明治六年、第六九号文書。
- (28) 大臣官房総務課「例規録」明治六年、第八〇号文書。
- (29) 大臣官房総務課「重要雑録」明治七年、第三六号文書（識別番号二二二五
〇）、金井之恭編・三上照美校訂『校訂明治史料顕要職務補任録』（柏書房、一九
六七年）。
- (30) 大臣官房総務課「重要雑録」二・明治六年、第四九号文書（識別番号二二三
四九―二）。
- (31) 大臣官房総務課「例規録」明治七年、第七八号文書（識別番号三六五）。
- (32) 大臣官房秘書課「進退録」一・明治七年、第八三号文書（識別番号二〇八〇
六一―一）。
- (33) 大臣官房秘書課「進退録」一・明治八年、第四号文書（識別番号二〇八〇七
一一）。
- (34) 大臣官房総務課「例規録」一・明治八年、第三二号文書（識別番号三六六―
一）。
- (35) 大臣官房総務課「例規録」明治九年、第七〇号文書（識別番号三六七）。
- (36) 宮内省における往復文書の処理工程については、当面、拙稿「宮内省におけ
る公文書管理史の研究―太政官制期の「往復文書」を中心に―」（国立公文書館
編刊『平成二十四年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』、二〇一三年）を参
照されたい。
- (37) 大臣官房総務課「例規録」二・明治八年、第六〇号文書（識別番号三六六―
二）、「華族法例彙纂」（国立公文書館所蔵、請求番号本館―二A―〇三四―〇
一・単〇―三九七―〇〇）。
- (38) 大臣官房総務課「例規録」二・明治八年、第六二号文書。「帝室例規類纂」
明治八年・巻一七・図書門（識別番号二二三三四九―一七）によれば、明治八年六
月十八日には、宮内卿から内務卿に宛てて「宮内省記録」の目録が提出されてい
るが「例規録」の記載と一致しない箇所がある。

- (39) 大臣官房総務課「例規録」明治九年、第五八号文書（識別番号三六七）。
- (40) 大臣官房総務課「例規録」明治九年、第六九号文書。「宮内文庫約束」は、「宮内省書籍借覧規則」とともに明治七年十一月に制定されている（明治七年十一月十日卿決裁、侍講局「例規録」明治六〇十九年、明治七年第三号文書、識別番号六四三七）。「宮内文庫約束」では、「宮内ノ図書」を四種類に分類し、分類ごとに「御府」・「長秋舎」・「飛香舎」・「宮内省」の印を捺した。分類の基準は以下の通り。①御府・「御覧ニ備フル者」、②長秋舎・「皇太后宮ニ備フル者」、③飛香舎・「皇后宮ニ備フル者」、④宮内省・「宮内省ニ備フル者」。
- (41) 「太政類典」第二編・明治四年〜明治十年・第十八卷・官制五・文官職制五（国立公文書館所蔵、請求番号本館一A一〇〇九一〇〇・太〇〇二四〇一〇〇）、大臣官房総務課「例規録」一・明治十、第四号文書（識別番号三六八一）、『明治天皇紀』第四、明治十年八月二十九日条（吉川弘文館、一九七〇年）。
- (42) 大臣官房総務課「例規録」二・明治十年、第九四号文書（識別番号三六八一）。
- (43) 大臣官房総務課「例規録」二・明治十年、第九四号文書。
- (44) 大臣官房総務課「例規録」二・明治八年、第六二号文書。
- (45) 前掲註（4）「近代の宮内省官制について」参照。
- (46) 大臣官房総務課「例規録」一・明治十三年、第一七号文書（識別番号三七一一）、『明治天皇紀』第四、明治十二年四月二十一日条。これより先、明治十年九月十四日に式部寮は、太政官から宮内省へ移管され、翌年八月七日、宮内卿が式部寮の事務を管掌することが確認された（『明治天皇紀』第四、明治十年九月十四日条・明治十一年八月七日条）。
- (47) 大臣官房総務課「例規録」二・明治十五年、第一三三号文書（識別番号三七三一一）。
- (48) 大臣官房総務課「例規録」一・明治十五年、第一九号文書（識別番号三七三一）。
- (49) 大臣官房総務課「例規録」三・明治十七年、第一一四号文書（識別番号三七
- 五二三）。
- (50) 大臣官房総務課「例規録」三・明治十七年、第一〇六号文書。
- (51) 大臣官房総務課「例規録」四・明治十七年、第一五〇号文書（識別番号三七五一四）。
- (52) 「公文録」明治十年・第五百一十一卷・官符原案抄録（国立公文書館所蔵、請求番号本館一A一〇一〇〇〇・公〇二二七三二〇〇）。
- (53) 「公文録」明治十二年・第四卷・明治十二年四月・各局（請求番号本館二A一〇一〇〇〇・公〇二四二六一〇〇）。
- (54) 前掲註（26）「内大臣・宮中顧問官・内大臣府・宮内省文書」参照。
- (55) 内豎は、明治四年十一月二十二日に宮内省内に置かれ（『法令全書』明治四年、太政官（布）第六一一）、翌五年四月五日に廃止されているが（『法令全書』明治五年、太政官（布）第一一〇）、明治十七年三月二十一日に再び置かれた（侍従職「布達録」明治十七年、第三号文書、識別番号一四四〇）。
- (56) 大臣官房総務課「例規録」二・明治十八年、第一〇六号文書（識別番号三七六一三）。
- (57) 「宮内省職員録」明治十八年二月十五日（識別番号八一九三七）。
- (58) 「宮内省職員録」明治十八年二月十五日。
- (59) 『法令全書』明治十九年、宮内省第一号達。（図書課宮内公文書館公文書調査室）